

第七章 第二次世界大戦後の薬業

1 戦後の再出発

企業整備 一九四五年（昭和二〇）八月一五日正午の昭和天皇の終戦ラジオ放送によって国民は敗戦を知らされた。八月二八日には連合軍が日本本土に進駐した。GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の第一号指令は軍事生産

の全面停止、第二号は戦争犯罪者の逮捕、第三号は諸制限の撤廃の覚え書きであった。

GHQによる日本再建は教育制度の改革、婦人参政権の実現と共に、財閥解体、農地改革、労働運動の保護という三大民主化がすすめられた。

奈良県の薬業界は、戦時中の統制や原料資材の極端な不足、戦後の米軍の占領下の軍政などにより、新体制のときどきもあり戦後しばらく極度な混乱がつついた。

しかし、長年の伝統に培われた根強い底力を發揮して、新しい時代に即応するため、配置商業協同組合・製薬協同組合・家庭薬卸業組合が結成され、また、薬業関係者による「奈良県家庭薬振興協議会」さらに、「奈良県配置薬金融審議会」も結成され、諸団体による活発な活動が展開されたのである。

奈良県は一九四八年（昭和二三）、「奈良県薬草増産対策協議会」を設置、薬草の栽培、利用についての事業および調査をおこなった。

G H Qの「諸制限の撤廃」司令に関連して企業整備令は廃止されたが、戦後の復活にはときを要した。

戦争中の企業整備で一〇社に統合されていたメーカーは、一九四七年（昭和二二）には二〇社まで認められ、さらに三〇社が認められたが、メーカー側は五〇社まで認めて欲しい、そうでないと死活問題と交渉を重ねた。

当時、先頭に立って活躍していた森本製薬の森本覚次郎社長の話によると「吉野山の旅館で厚生省の係官と地方製薬業者の話し合いがあり、業者側は五〇企業まで製薬営業を認めて欲しい、これは製薬関係者の死活問題であると訴えたが、厚生省は三十五社まで認めるが、それ以上は駄目と言いはった。その時三十五社に入らなかった業者は泣き出し悲壮な場面となった」とのことであった。

その後、中川房治郎代議士の力添えも得て、奈良県の中島薬務課長と業界代表八人が厚生省へ陳情し五〇社が認められ、関係者が大喜びをした（『奈良県製薬史』資料編七四六頁）。

一戸一袋制

戦時中の一九四四年（昭和一九）、全国配置売薬統制組合の決定により一戸一袋の懸場整備がすすめられた。当時全国的回商地域を全部白紙に戻し、奈良・富山・滋賀の各県などの業者に新しく割り当てたのである。

一戸一袋制など諸統制は終戦と共に崩壊的に崩れて行き、一九四八年（昭和二三）には全く解消、撤廃された。ところが、この制度はいろいろの問題をなげかけた。永年にわたって築きあげた得意をなくす、また、見も知らぬ土地で商売する苦勞、さらには、その土地の人を販売業者として育てたメーカーは、自分の郷土で商売ができないと大きな不満となる。また売薬を愛用していた家庭からすれば、いままで信用して飲んでいた薬が飲めなくなり、双方からの不満となった。

いっぽう、この制度を喜ぶ人もいた。商売上競争がなく独占できるので気楽に商売ができると、この制度を維持しようとする空気もあり、制度の廃止は奈良県は富山県より遅れた。

この一戸一袋制は結果的にみて業界に混乱と大きな損失、挫折を与え、戦後の復興にも大きなマイナスの影響を与えた。

新円への変更

一九四五年・四六年（昭和二〇、二一）には軍隊からの復員者、海外からの引き揚げ者で人があふれた。当時のようすを中西富太郎は「わが家に帰ってみると、貯えも乏しくなり、物価は奔騰するばかり、昭和二十年十月から回商に出たが、手元に残っていた薬や配給で仕入れた新しい薬を持って、旧担当地区や割当地区を回った。米軍の占領の軍政のため種々の不便があった。なかでも旧円から新円への変更では、使用できる新円がなくて、お得意さんもメーカーも不自由した」（『奈良県薬業史』資料編七四七頁）と話しておられ、苦しい再出発がうかがわれる。当時、預金は封鎖され一世帯当り手持金三〇〇円に定められて紙幣に証紙を貼ったものだけが使用を認められた。インフレ対策のため、業者は日々の買い出し資金に迫われ、現金販売に頼るを得ない状態で、現金回商が一九四九年（昭和二四）ごろまで多くの業者の間で続けられた。

貿易への努力

一九四七年（昭和二二）六月一〇日、マッカーサー元帥の声明により待望の民間貿易が許され、薬業人もこれに対し積極的に対応しようと努力した、しかし家庭薬は他の商品と異なり多くの制約を受け、当時は大きな成果は得られなかったが、一九四九年（昭和二四）には同志相寄り奈良県薬品貿易協同組合の設立を見ているのである。

その後、一九六〇年（昭和三五）には「中近東市場調査団」（業界代表一人）が派遣され、香港・シンガポール・イ

ラン・イラク・レバノン・クウェート・パキスタンなど一〇か国の市場調査がなされた。調査が目的であったが、見本を持参したため、いくらかの商談がなされた。

このような努力の積み重ねが実って、今日見る〔奈良県薬業史〕資料編・統計五九頁のような、つまり、一九八四年（昭和五九）度は医薬品・医療用具など合計二五億円弱の輸出をしているのである。

薬業団体の 終戦の年の一九四五年（昭和二〇）一二月に戦時中の組合であった「併合会」を改組し、奈良県家庭薬業組合が設立され、一九四七年（昭和二二）七月にはさらに奈良県家庭薬工業組合となり、さらに二

年後の一〇月には現在の奈良県製薬協同組合（初代理事長・米田助正）へと再三改組され充実発展をみてきたのである。

配置販売では、戦時中の奈良県家庭薬配置統制組合が一九四七年（昭和二二）五月に奈良県家庭薬配置商業協同組合（初代理事長・玉木秀雄）に改組されたのである。

当時、組合の初事業として、戦前の無差別重配置に戻らないようにするために、配置する区域は自由であるが、同一印（同一会社）の製品を重置きかさねおしないよう、組合員の申し出順に地区登録を行うことであった、と。当時配置組合の事務長として一九四七年（昭和二二）四月一日就任された竹村史郎の苦労話がある。

さらに一九五一年（昭和二六）四月には奈良県家庭薬卸組合（理事長・南檜次郎）が設立された。当時組合員は主として旧帳主の中から、奈良県から許可を得て薬種商の資格を得て（条件として配置販売業者に家庭薬を卸すこと）約五〇店をもって組織された。

卸組合は戦後の拡張の大きな推進役の働きをした。配置従事者も製造業者も共に卸業者を利用した。

同組合は一九五八年（昭和二三）六月には奈良県家庭薬卸協同組合（初代理事長・森田正善）へと発展、現在に至って



昭和天皇の視察

いる。

いっぽう全国的には、一九四七年（昭和二二）二月一五日に奈良県・富山県・滋賀県の薬業関係者有志によって「全国配置家庭薬製造業者懇談会」設立の働きかけがなされた。

配置家庭薬は特異の業態であり、業者の一致協力が他の業界よりも重要であることから、「懇談会」の設立が呼びかけられた。一九四七年（昭和二二）二月二五日には第一回懇談会が天津市の近江会館で開催されたのである。

昭和天皇の視察

昭和二六年一月一八日、くっきりと晴れあがったすがすがしい秋晴れの天気であった。植物学に興味をお持ちの昭和天皇は文化財史蹟・森野旧薬園をことのほか興味深く御覧になり、園主森野藤

助の説明で中庭に展示された吉野クズの製造過程や種々の薬草をご覧になった。天皇はまず同庭東部にある薬草の山に向って大きく胸をはって一呼吸され、続いて吉野クズの製造について一〇の過程を森野が説明したのに対し、天皇はいちいち大きくうなずかれ一つのオケを指して「これは何に？」と質問を発せられるほどであった。また、とくに陳列されていた同園創始時代森野賽郭翁が収集した薬草の標本「松山本草」一〇冊ほかの展示物をご覧になったのち天皇は傍にいた元代議士松尾四郎（同園薬草保存協会長）ら薬草商工業協組代表七人、吉野クズ商工組合代表ら七人にも「どうぞしっかりやって下さい」と激励された。

翌一月一九日、午前十一時二十五分、昭和天皇は協和製薬にお着きに

なった。陛下は同所奥村副社長の先導で応接室に入られ概況をお聞きになり、ついで真新しいエプロンで真剣に作業を続ける工員たちの包装状況をいちいち、うなづかれながらご覧になり、さらに試験室から奇応丸、マクリなど県の誇る各種の製薬状況をじっとご覧になった。工場を視察ののち奉迎の列の中に大和売薬創始以来の売薬行商員の変遷姿にふんした人々に対し激励されたのち、大和高田市へ出発された（『大和タイムス』昭和二六年一月二〇日）。

注 協和製薬会社（御所町）社長辻内近三、昭和八年八月合資会社、協和製薬公司を創設、同一九年現社名に改称、主として、朝鮮、中華民国北部に対し家庭薬を輸出、一方、中国から製薬原料を輸入することを目的とし、昭和二〇年まで天津に支店、瀋陽に分工場を置いていたが、現在は規模を縮小、内地向き家庭薬の生産販売に従事している。従業員一〇〇人、マクリ月産四百万貫、その他の家庭薬六百万貫生産している（『大和タイムス』昭和二六年二月一八、一九日）。

奈良県の「売薬」の発展を期するため、奈良県立工業試験所に設置されていた売薬部が、一九三四年（昭和九）業業対策に県立売薬試験場として独立し、売薬の研究機関として大きな役割を果してきたが、一九四五年

（昭和二〇）に業務内容を拡張して県立薬事指導所と改称し、一九四七年（昭和二二）には業界の寄付により現在の御所市に庁舎を完成、現在に至っている。

一九四七年（昭和二二）には、内政部健民課薬事係であった薬事担当係が、教育民生部薬務課として新設され、薬事についての行政を担当することになった。

薬務課となって一九五二年（昭和二七）には、初めて『昭和二十六年度・奈良県薬事年報』が発行され、今日まで毎年発行がつけられている。

一九四八年（昭和二三）には薬用資源の増産を期するため、奈良県薬草増産対策協議会が設置され、委員として関係官公庁の職員・県議会議員・市長村長・関係団体・学識経験者が委嘱され、薬草栽培の総合計画、薬草の利用啓発、

栽培の実施指導などについてのことが協議され、業界の発展に大きな役割りを果たした。

県はさらに、一九五一年（昭和二六）に県政振興四か年計画を策定し、家庭薬業振興対策が明示された。

対策の中味は、この年を初年度として、四か年計画である。生産額では初年度の八億円から九億円を目標にし、計画最終年の一九五四年（昭和二九）度は二〇億円の生産額を目ざすものである。

配置員の数は、対策初年次は延六〇〇〇人を目標にし、最終年には一万人を目標としている。

助成の主なものは、工場経営の合理化、原料、副資材の共同購入、生産管理指導、従業員の教育指導、生産金融の斡旋、全国的な宣伝、薬事指導所の拡充などである。

一九五三年（昭和二八）には、家庭薬の振興を推進するため、奈良県知事の諮問に応じて、その計画の樹立のため「奈良県家庭薬振興推進審議会」が設置され、学識経験者・家庭薬関係業者・県議会議員・関係行政機関の職員、県の職員が奈良県知事から委嘱された。

委嘱された委員は県知事の諮問に応じて、家庭薬の振興計画を立て県知事に建議したのである。また一九五四年（昭和二九）には「奈良県家庭薬配置指導員設置要綱」が設置され、県側と配置員との連絡・指導がおこなわれた。

2 成長時代の薬業

医薬品生産額

一九五五年（昭和三〇）の生産総額は八億一一四〇万円、一九五八年（昭和三三）は一〇億一八三五万円、一九六一年（昭和三六）は一一億六三三三万円、一九六四年（昭和三九）には一七億七二〇二